

業務委託共通仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る共通事項を示すものであって、実施にあたっては、発注者・受注者誠意をもって行うものとする。

(法令の遵守)

1 受注者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令に基づき、発注者が定めた諸規定を遵守しなければならない。

(業務の実施)

2 受注者は、業務の実施にあたっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

また、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。

(職務の実施責任)

3 受注者の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受注者は、発注者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受注者の責めに基づかないときは、この限りではない。

(現場責任者の指定)

4 受注者は、業務の実施にあたり、受注者を代理する現場責任者を選任するものとする（委託契約書別添第5条に定める「業務責任者」は、ここでいう「現場責任者」に読み替えるものとする）。

(1) 現場責任者は次の任にあたるものとする。

ア 業務の実施に関する発注者との連絡及び調整

イ 業務仕様書に基づく細部事項の打ち合わせ

ウ 業務に従事する受注者の従業員の管理及び指導・指揮監督

(2) 発注者又は発注者の指定した監督員は、業務の実施に関し、仕様書に基づく注文等は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとし、受注者の従業員に対し直接これを行ってはならない。

(規律の維持)

5 受注者は業務に従事する従業員の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

また、受注者は、受注者の定める制服を着用させるものとする。この場合、受注者の従業員であることを明確にするため、会社名及び従事者の氏名を表示した名札等をあわせて着用するものとする。

(業務の計画及び実施報告)

6 受注者は、本契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施し、次のとおり報告するものとする。ただし、発注者において実施上異議があるときは、発注者・受注者で協議し決定するものとする。

- (1) 受注者は、業務を実施したときは、日誌・報告書等の書面をもって、すみやかにその状況を発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者に対し、随時業務の実施状況の報告を求めることができる。
(実施の確認)
- 7 受注者は、業務に係る委託料を発注者に請求するときは、発注者の指定する検査員の確認を受けるものとする。
(異常又は事故報告)
- 8 受注者は、建物本体、付帯施設・設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに適切な措置を講ずる共に発注者に書面により報告するものとする。
(浦和競馬場での勝馬投票券購入等の禁止について)
- 9 受注者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受注者は、受注者の従業員、派遣社員等に本事項の周知、徹底を図ること。
 - (1) 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。
 - (2) その他、競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。
(その他)
- 10 業務の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。
 - (2) 事務室等の鍵が必要な場合、発注者・受注者協議の上貸与するものとする。
貸与を受けた鍵は、慎重に取扱うものとし、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用するものとする。
 - (3) 電気・ガス及び水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。
 - (4) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。
 - (5) 衛生に留意するものとする。特に感染症対策は入念に実施すること。
 - (6) 浦和競馬場内での業務中は「さわやか浦和競馬あいさつ運動」として、相手が誰であってもあいさつを率先して行うこと。